



すぎなみ

# 教育報

臨時号  
平成15年9月12日  
発行 杉並区教育委員会  
杉並区阿佐谷南1-15-1  
☎ 3312-2111 FAX 5307-0692  
区公式ホームページ  
<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

## 子どもたちがより楽しく学び、学校生活をおくることのできる 最適な学校規模を検討しています。

児童・生徒数の減少に伴い1学年が1クラスとなる単学級の増加など、学校を巡る環境は大きく変化しています。教育委員会では「杉並区立学校適正規模検討委員会」を設置し、子どもたちの学習面・生活面、学校運営組織面及び施設整備・経費面から望ましい学校規模などについて検討を行っています。本特集号では、同検討委員会の議論の現状をご紹介します。

### 学校適正規模についての検討方向

小規模校、大規模校にはそれぞれメリット・デメリットがあり、その多くは表裏の関係にあります。また、単学級固有の問題や施設の大きさと実際の児童・生徒数が合わない問題など、学校規模の問題は複雑になっているとの認識に基づいて今後次のとおりまとめていく予定です。

子どもたちが楽しく学び、学校生活を送ることができる最適な規模とは何か、基本的な考え方を示します。

小規模校・大規模校のメリット・デメリットだけにとらわれず、子どもたちの学習面・生活面、学校運営組織面、施設設備・経費面から望ましい学校規模などを検討し、学校規模及び今後の教育環境の整備について考え方を示します。

### 検討委員会とは？

「杉並区立学校適正規模検討委員会」は、平成14年8月28日に始まり、これまで5回に渡る検討を重ねています。

委員会は15名の委員で構成されています。その内訳は、一般公募5名、学識経験者5名、その他学校関係団体等の推薦者5名であり、区民参加型の委員会となっています。

この検討委員会の会議要旨は区ホームページでご覧になることができます。(場所：区政資料会議録 教育 杉並区立学校適正規模検討委員会)また、会議は傍聴することもできます。

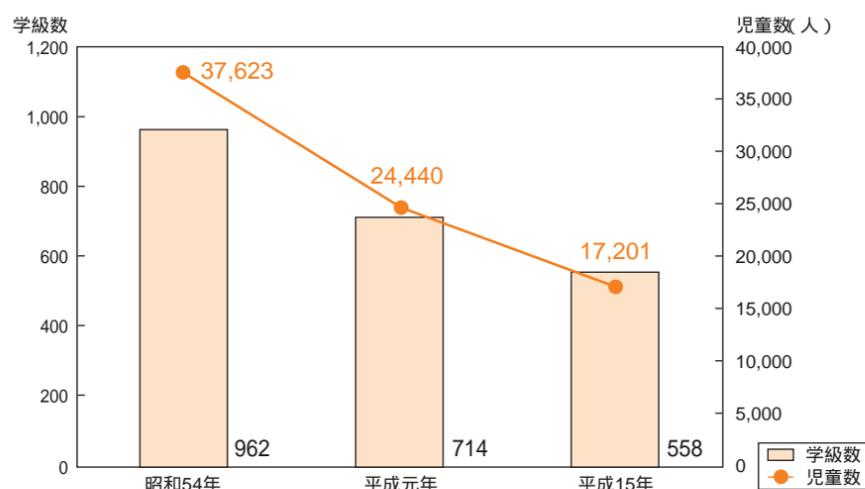
## 1 杉並区の現状 ～ピーク時の半分以下になった児童・生徒数～

区立小・中学校の児童・生徒数は、小学校で昭和54年度・中学校で昭和58年度を境に減少に転じ、平成15年度の児童・生徒数はピーク時の半分以下(小学校45.7%、中学校40.5%)になっています。

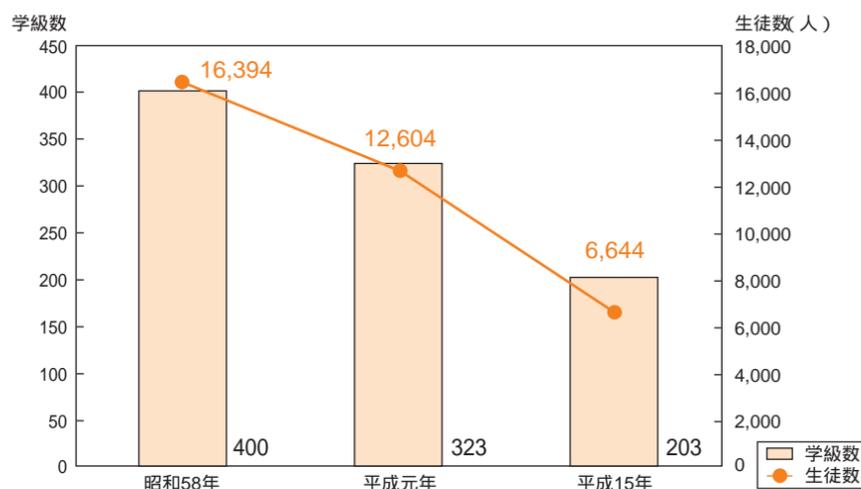
学級数についても、ピーク時のほぼ半分に減っています。

...普通学級の統計を取り始めた昭和50年度以降の推移

区立小学校 児童数・学級数の推移(普通学級・5月1日現在)



区立中学校 生徒数・学級数の推移(普通学級・5月1日現在)



## 2 適正規模に関する3つの視点 ~ 検討委員会の議論から ~

「学校教育上の視点」では、児童・生徒の学習面・生活面への影響を中心に検討を行い、「学校運営組織上の視点」では、教員配置や校務分掌など教育活動上の影響を主に検討しています。

また、「施設整備・維持運営経費等財政上の視点」については、光熱水費などを例に施設維持にかかるコストは規模に関わらずかかることなど数値を基に議論を行っています。

- ・複数の教員が相互に協力し、習熟度別授業等、少人数指導が円滑に実施可能
- ・教員同士が切磋琢磨し指導方法・教材開発などの研究を積極的に行うことが期待できる
- ・研修の参加が容易になり教員の資質向上になる

### 学校教育上の視点

- ・児童・生徒同士の切磋琢磨
- ・多様な人間関係や集団生活による社会性の育成
- ・運動会、学芸会、合唱コンクール等行事の活性化
- ・クラブ活動や部活動、選択教科などの充実

### 学校運営組織上の視点

### 施設整備・維持運営経費等

- ・学校を維持するための経費は、平均で1校あたり年3億6千万円になる
- ・平成22年(2010年)から平成33年(2021年)までの12年間に区立学校の76%、51校が建築後50年を経過

## 3 杉並区立学校における適正規模 ~ 「学校規模等に関する意識調査」から ~

実際の適正規模はどの程度になるのでしょうか。検討委員会では「学校規模等に関する意識調査」(平成15年3月)を行い、区立学校の校長・教頭が管理・運営上最も適正と考える適正規模について結果をまとめました。この調査では、9割を超える回答が「小学校12~18学級」、「中学校9~12学級」の学校規模に集中しています。

	全校学級数	全校児童・生徒数
小学校	12~18学級	367人~550人
中学校	9~12学級	301人~402人

1学級あたりの区内平均児童生徒数を乗じた数(数値は14年度)

### 国の法律では？

法令上の学校の適正規模は、学校教育施行規則第17条に「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」(同規則第55条により中学校に準用)と規定されています。

この国の定めた「標準」では、小学校で各学年2~3学級、中学校で各学年4~6学級となり、各学年複数学級になります。



### 「適正規模=統廃合」ではありません

検討委員会で議論されている「適正規模」は、あくまで子どもたちがより楽しく学び、学校生活をおくることができる最適な学校規模のことです。

具体的には学校全体の学級数、児童・生徒数、1学年の学級数、児童・生徒数、1学級の児童・生徒数のことを指します。

学校の統廃合の問題は、この委員会の検討事項ではありません。

検討委員会は、12月を目途に答申を出す予定で議論のまとめに入っています。教育委員会はこの答申を踏まえ、望ましい学校規模や教育施設諸条件整備等について基本方針を策定し、具体化の検討を行っていきます。また、学区域・校舎老朽改築計画の見直しや地域施設としての学校、少人数指導に対応した施設整備など、今後の教育環境整備に反映させていきます。

【お問い合わせ】杉並区教育委員会事務局庶務課計画係